

中大法曹



2007. 5

中央大学法曹会

No.22

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学生会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



第1回法科大学院修了式 2006年3月18日開催



合格者祝賀会風景 平成18年11月22日 (於 東京會館)

「中大法曹」第二十二号目次

表紙題字揮毫 大高満範

表紙写真 中央大学

市ヶ谷校舎

撮影 福吉 實

退任の弁辞……………中央大学法曹会幹事長 大高満範(7)

中央大学の将来像の確立に向けて……………中央大学理事長 鈴木敏文(11)

大学の現状と将来展望……………中央大学学長・総長 永井和之(19)

ロースクールの現状と将来……………中央大学大学院 法務研究科長 大村雅彦(27)

第一部 新司法試験特集

プロセスを重視した法曹養成システムと「法科の中央」伝統の再生

……………法科大学院教授(法学部教授・兼任) 法務研修特別委員長 福原紀彦(37)

第一回新司法試験 合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 角田勝政(48)

新司法試験合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 佐藤徳典(54)

第一回新司法試験合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 堅 十萌子(60)

合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 宮坂 希(65)

合格体験記〜体育会からの挑戦……………現行六一期生 岡部 鉦平(70)

第二部 大量増員時代の若手法曹へのアプローチ

中大法曹会の若手会員とともに……………三羽正人(77)

日本の片隅から……………四六期 内田文浩(84)

新たな時代の礎となる中央大学法曹会を……………五〇期 村上智裕(87)

中央大学法曹会に望むこと……………五二期 大岩和美(91)

中央大学法曹会への期待……………五四期 掛川 亜季(94)

中央大学出身の修習生を採用しませんか!……………進路指導対策委員 加戸茂樹(98)

支部活動報告

地方支部紹介……………(107)

委員会活動報告

法職教育検討委員会活動報告……………法職教育検討委員会委員長 奈良道博(121)

大学問題委員会報告……………大学問題委員会委員長 鈴木康洋(124)

会則検討委員会活動報告……………会則検討委員会委員長 元木徹(129)

広報委員会活動報告……………広報委員会委員長 根岸清一(132)

機構改革実行特別委員会活動報告……………機構改革実行特別委員会委員長 三羽正人(135)

募金実行委員会活動報告……………募金実行委員会事務局長 飯塚孝(138)

人事委員会活動報告……………人事委員会事務局長 坂巻國男(140)

会務報告

平成一七・一八年度会務報告……………中央大学法曹会事務局長 坂巻國男(149)

資料

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)(規程第一号)……………(165)

中央大学学生会則……………(186)

中央大学法曹会会則……………	(193)
中央大学法曹会人事委員会規則……………	(204)
中央大学法曹会大学問題委員会規則……………	(206)
中央大学法曹会会則検討委員会規則……………	(208)
中央大学法曹会広報委員会規則……………	(209)
中央大学法曹会進路指導対策委員会規則……………	(210)
中央大学法曹会福岡支部会則……………	(212)
中央大学法曹会広島支部会則……………	(215)
中央大学法曹会北陸支部会則……………	(218)
中央大学法曹会四国支部会則……………	(221)
中央大学法曹会大阪支部会則……………	(224)
中央大学法曹会神奈川支部会則……………	(227)
中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則……………	(230)
中央大学法曹会募金実行委員会規則……………	(232)
中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則……………	(233)

役員名簿

中央大学法曹会役員名簿（平成一七・一八年度）……………（235）

中央大学法曹会／各種委員会委員名簿（平成一七・一八年度）……………（242）

中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一九・二〇年度）……………（248）

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一九・二〇年度）……………（249）

編集後記……………（250）



退任の弁辞

中央大学法曹会 幹事長 大 高 満 範

一 私 は、中央大学法曹会幹事長の任期二年が満了するに当たり、ここに退任の弁辞として報告と意見を述べさせていただきます。

私が就任した平成十七年五月中旬は、中央大学の理事長の選考が、選考委員会において現在の鈴木敏文理事長とわが法曹会の候補者の間において、容易に結論を得ぬまま進行中であつた。退任直前には、前幹事長で大学の常任理事に就任して活躍中の中津靖夫氏が脳血栓で倒れ、一週間後の平成十九年三月二日に不帰の客となつた。私にとっては、激しい変革の出發であり、悲しい葬送の最後であつた。有為転変とはまさにこの二つの事実であろうか。

理事長選考については、紆余曲折はあつたが、熟慮の結果、法曹会執行部は多くの先輩、同窓の意見を斟酌して、法曹会候補者の決断を得て、同候補を取り下げることにした。その結果十七年十一月

に鈴木敏文氏が理事長に選任された。

二 中央大学の健全な発展を願う法人・教学・学員三者は、理事長選考の苦い経験から、熱いうちに理事長選考について学校法人中央大学の基本規定の検討をすることになった。第三次基本規定検討委員会は、理事長候補者の決定に関する議決要件について、平成十八年五月一日答申する運びとなった。この答申については、法曹会の大学問題委員会の意見が叩き台となった。右第三次答申を受けて、理事会はこれを検討した結果、平成十八年五月の評議員会に議案として上程して、以下の通り一部改正された。

基本規定第十五条第六項

前項の場合において、理事候補者の選考の際に、出席委員の三分の二以上の多数により決定することができないときは、委員総数の過半数により決定する。ただし、委員総数の過半数により決定できないときは、相対多数により決定することができる。

右のようにこの度の選考を混迷に陥れた三分の二条項を緩和する改正となった。

三 ロースクールの第一回卒業生の新司法試験が平成十八年五月に実施され、同年九月に合格発表となった。わが中央大学は百三十一名の合格となり、第一位の栄冠に輝いた。法曹会はロースクール創設の準備段階（平成十三年猪俣喜蔵幹事長の時代）から母校のためにバックアップ体制を組んで協力し、その後も松家里明幹事長のもとエクスターンシップの受け入れについて、全国同窓の弁護士に呼びかけ、三百人の応募者があった。また中津靖夫幹事長の下で、ロースクールの学生と法曹会有志との懇

談会を平成十七年二月初旬に東京會館で開催した。学生が先輩と懇親し、法曹への夢を膨らますアンビシャスな機会となり、学生諸君に好評を博した。当執行部でもこの懇親会を二月初旬に東京會館で開催し、踏襲している。中央大学法学部出身者以外の学生も、中央大学の伝統である家族的情誼を肌身で感じ、感激したようである。この催しは、中央大学の新しい卒業生の、中央大学学会への参加を期待することも一つの理由であった。この期待通り、昨年の卒業後大村雅彦法科大学院法務研究科長の肝煎りで同窓会が結成されたことは喜ばしい限りである。私たちは母校と協力して新司法試験合格者第一位の座を維持することを期待する。

四 もう一つ付言すると、中央大学と協議しながら、司法試験合格者の就職斡旋のプロジェクトチームを立ち上げ、全国の各支部に呼びかけている。中央大学出身の法曹人が団結して就職斡旋の協力をすることにより、その噂が全国に伝播すれば必ずや中央大学ロースクールに多くの優秀な学生が集まることになり、良い意味での循環となり、第一位の座の維持につながることになる。全国の法曹会会員の皆様に重ねて就職斡旋への協力をお願いする次第である。

五 私たち執行部は、若手会員の加入促進の努力を試みた。その一つとして、定時総会、幹事会などの席上、懇親会に入る前を利用して若手会員の現在の関心のあるテーマについて卓話をプログラムの一つとした。商法改正の問題点、消費者保護法制、深澤武久会員から最高裁評決について、高木新二郎会員の法曹人としての自叙伝などを講演していただき、好評を得た。

この他特に重要なことは人事の若返りである。しかし、この問題は弁護士を中心に申し上げると、

職業の性格上容易に実現しないことも事実である。しかし、これからの執行部役員はあきらめることなく挑戦を続けていただきたい。百二十五周年を迎える母校が、二十一世紀に存在感のある大学として運営されるための必須条件として、卒業生として有為な人材を送り出すことである。時代の流れに敏感・柔軟に対応でき、時代の先見性に富む、健康に恵まれた若手の人材が必要である。母校愛に燃えることが私学の卒業生には肝要である。また、人事については伝統として東京三会の慣行を尊重してきたが、これからは三会の垣根を超え、全国の支部まで枠を広げて人材本位の選考をする方向で検討することを提案したい。

六 百二十五周年の募金活動が目下展開されていますが、現在の経済環境の中で、今ひとつ弾みがついていません。法曹会では、飯塚孝募金活動実行委員会委員長の提案により、募金者の裾野を拡大し、多くの会員のご賛同を得るために、若手会員に呼びかけをすることとなりました。近く実行に移しますので全会員のご協力をここにお願ひする次第です。これまでは、多摩校舎の「炎の塔」(司法試験受験生のための学習棟)へ目的指定してご寄付を募ってまいりましたが、これからはロースクール学生の育英資金を募る目標を追加して掲げることしました。母校の歴史は、法曹実務家としての教育・養成をし、社会に送り出すことにあります。母校においては総合大学となった今日といえども、法学部の伝統を中核に置くことを忘れてはなりません。

母校愛の炎を燃やし、多くの司法試験合格者を輩出するために法曹会は、母校に対し物心両面の協力を続けましょう。

中央大学の将来像の確立に向けて



学校法人中央大学 理事長 鈴木敏文

中央大学法曹会の会報「中大法曹」が回を重ねられ、このたび第二二号が刊行されましたことは、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げます。

また、平素より、中央大学法曹会の役員並びに会員の皆様には、母校中央大学の発展のために、多大なるご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この会報が発刊されます五月には、中央大学理事長として、就任後、一年半余を経過している頃とは存じますが、今年の新年祝賀会において、平成一九年を迎えて、中央大学の将来像の確立に向けた理事会の経営姿勢を披瀝いたしておりますので、この年頭挨拶の内容に、その後の進捗状況を付加して申し述べさせていただきますと存じます。

まず、大学の経営は、法人と教学が一体であるということが前提であり、企業は利潤の追求、大学は

人材の育成と研究というように、その活動目的の違いはありますが、経営という視点で考えますと、全く同じであり、現在の社会においては、学校だから経営を度外視していいという時代ではなくなっていると思います。今こそ、学校における経営が重要な時代に入ってきていると思います。ただし、学校経営を、経営・経営と大騒ぎしますが、実はこれは当たり前のことを当たり前に実施すれば可能なことであり、それを特別視することが、かえって経営というものに対して、目をそらせることになってしまうのではないかと思います。

【法人の考え方について】

この視点からみますと、現実を直視するということが非常に重要であり、我々にとっての現実とは、やはり時代の変化が益々加速していることと、入学志願者数の減少傾向とが一番大きな問題となります。各大学の経営に携わっていらっしゃる方々とお会いする度に「このままでは生き残れない、いや、大変な時代を迎えた、どうしたらいいのだろうか」と、異口同音に仰います。まさに、大学経営の多難な時代に突入しているということだと思います。

そういう観点から見て、我々も学内の原則を思い切って見直して、意識改革を徹底しなければならなと思います。

また、時代の変化のスピードに対応するためにも、学内の諸手続きも、もっと簡素化していく必要があらうかと思っています。

【理事会の経営姿勢に基づく重要事項の実施状況について】

① 創立百二五周年記念事業と募金について

創立百二五周年記念事業と募金の状況についてご報告しますと、記念事業としては、都心新施設整備計画と二一世紀館建設計画とを、事業計画に新たに付加した結果、総事業費を二百二十五億円から二百八十億円に拡大しました。都心においては、専門職大学院を中心とする教育研究機能の充実を、多摩キャンパスでは、学部教育の一層の充実を目指していくという考え方です。

都心施設については、後楽園校舎の増設プランを含めて、現在も多方面から情報を収集している段階です。

募金については、方法の多様化、合理化を図っており、従来は所属団体単位での募金活動でしたが、これに加えて、現住所が判明している卒業生二十六万三千人全員に、昨年の十一月末に募金の趣意書を送付いたしました。その結果、今年の三月末日までに、約三千六百人の方々から約一億円の募金が寄せられており、トータルで、延べ一万五千人余、総額四十一億四千万円を超えることができました。誠に有り難いことだと思っております。

また、寄付というのは一度お願いすればいいというものではなく、二度三度と、少額ずつでも継続してお願ひするというのが趣旨でございますので、この点についても、皆さま方の胸に留めておいていただきたいと思ひます。

② ビジネス・スクールの設置について

ビジネス・スクールの設置については、昨年五月八日開催の理事会において、理事長の諮問機関としてビジネス・スクールに関する構想検討委員会を設置し、その後、一〇月一六日開催の同委員会において、理事長宛の答申「設置構想案」が取り纏められ、引き続き、一月六日開催の理事会では、理事長直轄のビジネス・スクール設立準備委員会を設置して、設置構想案の更なる検討が進められました。

次いで、設立準備委員会の検討結果を踏まえて、本年二月五日開催の理事会は、中央大学大学院国際企業戦略研究科国際企業戦略専攻（専門職大学院）（仮称）の設置を決定、併せて、ビジネス・スクール開設準備室、同開設実行委員会及び同準備室事務室を設置し、ビジネス・スクール設置の具現化に向けた精力的な作業を進めております。この六月には、文部科学省に対して、設置認可申請をする運びとなっております。

③ 全学広報活動の推進について

全学の広報活動については、基本的な考え方として、都心から離れた大学環境の優位性を明らかにすることと、中央大学の優れている点を明確にアピールする機会を増やしていくために、全学の広報を所管する組織として新たに総務部内に広報室を設置し、広報活動の多様化を図っております。

昨年の九月二八日には、既にご周知のとおり、受験生及びご父母を対象としたビジュアルに訴える大学PRパンフレット十萬部を発行しました。

また、その後の十月十二日には、朝日新聞、読売新聞、地方有力四紙に全面イメージ広告を掲載し、

様々な方面から非常に好評だったという予想をはるかに超えた評価をいただいたことも事実です。

ここ二年連続で減少しておりました学部一般入試の志願者が、二〇〇七年度は、第一回の新司法試験合格者が全国トップであったことや経済学部の学科再編、それに二年目となる地方入試等の施策に、前述のイメージ広告も功を奏したのか、学部的一般入学試験と特別入学試験の志願者が、前年と比較して、五、八二七人の志願者増となりました。

しかし、この入学試験は、一年毎のサイクルで結果が動きますので、二年後、三年後を想定しながら、現在行うべき施策を着実に進めて行かなければなりません。

熾烈な大学間競争の時代を迎えて、本学が、これまで以上に競争力を発揮するためには、更に一層、本学の優位な点を、志願者やその父母、高校や予備校関係者に強くアピールし続けることで、より多くの優秀な受験生から選ばれる大学として、その地位を確立していく必要があります。法人としては、学長及び教学機関を強力に支援して、効果的な方策を図っていききたいと考えております。

④ 財務改善の推進について

財務改善推進の基本的姿勢としては、教育研究環境の改善に努め、本学の教育研究の質の向上を目指すこと、学生に還元する内容を充実することの二点に重点をおいております。

そのためには、各種の無駄を排除し、寄付をしていただいた方々に説明のつく管理、運営を行うこと、また、実際の財務状況をしっかりと把握し、財務の透明性を確保しながら、諸改革に当たっていくことを基本としています。

具体的には、平成十九年度以降の学部学費の改定に着手し、その定率漸増率を〇・五％から一・〇％に上方修正するとともに、平成二〇年度以降の大学院学費の改定手続きを進め、これまでの国立大学学費準拠方式から、学部学費準拠方式に変更することを決定いたしました。

⑤ 本学の特定スポーツ振興を目的とした特別支援計画について

スポーツ振興については、陸上競技部、硬式野球部、水泳部の特別支援を考えており、活動費を中心に各千七百万円を補助するとともに、スポーツ推薦入学者への経済支援として、学費相当の奨学金を給付しており、昨年までは陸上競技部四人、硬式野球部一人の合計五人でしたが、来年度は水泳部にも拡大し、三部合わせて合計十二人に給付する計画です。

法人としては、さらにスポーツも強くしなければいけないという観点から、思い切った施策を採っていくための検討も鋭意進めていきたいと考えています。

⑥ 中高大一貫教育制度の検討について

中学、高校、大学の一貫教育制度の検討については、総長の下に「付属中学校設置検討ワーキンググループ」を設置して、付属中学校設置構想概要の立案作業と関連機関との折衝準備に着手しました。また、本学の施策とは別に、文京区のビジョンに賛同して、中央大学高等学校が文京区立第三中学校と提携するという案についても、今、色々と話し合いを進めている段階です。

⑦ 管理運営体制の見直しについて

管理運営体制の見直しについては、自らの給与水準や仕事のやり方を維持したままで、学員や社会に

対して寄付を求めるということは、今の世の中の流れから、到底理解していただけることではないと考えています。このことは、賃金が高いことがよくないといっているのではなく、ましてや、賃金削減や人員削減を推進することを方針としているのでもなくて、現在、多くの寄付を仰いでいるという観点から見ると、自らも積極的に将来を考えた上で、多少の痛みを伴いながらも、多くの寄付をいただけるような体制づくりを考えていかなければいけないということです。そのために、一部賞与を引き下げるということも実施したわけであります。

給与が低いということが良いということではなく、給与が高いほうが当然誇らしいことであろうと思います。そういう意味では、生産性を上げて出来るだけ給与の高い職場にすることのも一つの大きな目標として考えていく必要があると私は考えております。

【今年の展望、「中央大学の将来像」の確立について】

私としては、理事長就任後の一年余を、本学の実態を掌握することに傾注してまいりましたが、今春からはその把握した実態を更に掘り下げ、全学で共有しながら、法人と教学が共通の認識に立ち、「中央大学の将来像」を確立させたいと考えております。そのためには、それぞれの立場において、出来る限りの努力をしていただくことを期待しています。

「法人」の立場では、学部改革をはじめ、教学の諸事業に対しても、伝えるべきことは明確に伝えていきます。

「教学」の立場では、学部縦割りの意識を払拭して、中央大学全体としてのあるべき姿を常に発想のベースにおいていただきたいと思います。

例えば、校舎の使い方も、学部毎に区切るというのではなく、限られた資産を、お互いがいかに有効に使い切るかという考え方で、融通しあっていただきたいです。

「教職員」の立場では、共有した情報の下、お互いの仕事に目配りをして、仕事そのものを部分で捉えるのではなく、常にトータルコーディネートをするよう努力していただきたいと思います。

「学員」の立場では、募金活動にご賛同いただくことを通じて、中央大学の将来に向けての基盤確立に、是非ともご協力いただきたいと思います。

【むすび】

新しい時代、そして厳しい時代を迎えるに当たりまして、新年の挨拶において、役員・教職員に対して、大学関係者のすべての方々が力を合わせて、従来のやり方から脱却して、新しい時代を作り出していくという強い信念と覚悟で臨んでいただきたいということをお願いしました。

中大法曹の皆様におかれましては、今後とも、母校の一層の興隆・発展に対しまして、力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に中央大学法曹会の今後ますますのご発展と、会員の皆様方の一層のご健勝・ご繁栄をお祈り申し上げます。法曹会会報ご刊行のお祝いのご挨拶とさせていただきます。

以上

大学の現状と将来展望



学校法人中央大学 学長・総長 永井和之

法曹会会員の皆様には、常日頃ご支援・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。さて、早速ですが、まずは中央大学学長として、本学の現状と将来展望につきまして一言ご報告させていただきます。

まずは、教育・研究の充実ということですが、この根本は既存学部・大学院等の改革に向けた取り組みであります。その既存学部・大学院研究科毎の独自の特性・あり方の再検証と改善ということでは、全学的FD活動の推進と自己点検・評価及び認証評価へ向けた準備があります。これは既に『中央大学FD推進委員会』を設置して本学の教育に関する全学的な調整と情報収集を行う一方、各学部・研究科単位でFDを実施する組織を立ち上げ、授業評価アンケート等を実施して教育内容の充実・改善に鋭意努力をしているところであります。

また、本学は平成二十一年（二〇〇九年）には大学基準協会における認証評価を受けることを予定しています。そこで、学内に大学評価委員会を設置して、全学的レベルでの目標・改善計画案を学部長会議・研究科委員長会議の意見を聴取しながら作成し、二〇〇八年度中に自己点検・評価を行うための準備を進めています。

この教育には、①知識を教えるという教育、②理解させるという教育、③応用能力を涵養するという教育、とありますが、最高の教育は、④学生自身を燃えさせるという教育であります。そのためには、教えるもの自身が、教育に意欲を持ち、高度の研究機関であることから研究に邁進していることが必要であります。そして、教育の効果を高める教育方法にも理解を持たなければならぬと考えています。この点は教員のモラルの問題でもあります。研究活動等の報告・公表の義務化といったことによって推進されていくものと考えております。また、後者はまさにFD活動によって推進されております。

そしてなによりも各学部の特徴ある教育目標・指針を再確認し、本学の伝統と特色を確認する必要がある。そこで二〇〇七年四月から、経済学部・商学部では学部内定員の再配分を行い、併せて経済学部では学科名称の変更とカリキュラム改正を施行します。また、理工学部では学部内の定員を再配分することで新学科である生命科学科を平成二〇年四月に設置すべく準備を進めています。特に、理工学部生命科学科の新設は、技術面においてバイオ系産業だけではなく一般産業においても生命科学の成果を用いた技術が従来の技術に置き換わり、産学官連携が強く進められている現在において、本学の既存の専門領域にはない全く新たな魅力ある学科を新設することになります。このことにより受験生の理科離

れに歯止めをかけ、理工学部のみならず、大学全体の活性化に繋げることを目指しています。また、既存カリキュラムの検証と社会的ニーズに対応する新たなカリキュラムとして、既に商学部では「フレックスplus1」コースとして実務対応型プログラム科目を設置し、公認会計士合格者の増大に寄与し、受験生からの注目を集めています。今後は証券アナリストやファイナンシャルプランナー資格を視野に入れた財務スペシャリストプログラムや、ビジネススクールとの接続を視野に入れた国際地域ビジネスプログラム等の開設も検討しています。

その他、学外との連携を視野に入れたカリキュラムとして、インターシップや海外留学等による単位認定、他大学・他の教育機関による授業の単位互換等、各学部 of 教育目標を具体化するため、従来の教室内で完結する授業だけではなく広く社会に連携を求める多様な授業形態を拡大します。例えば、多摩地域の大学・企業・自治体からなる社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が提案しております包括的な単位互換協定につきましても、学部長懇談会では前向きに検討を開始しております。これらを包括して、総合的により教育効果の高いカリキュラムを検討しております。

そして、既にほとんどの学部において半期で授業が完結する Semester 制については導入しています。が、今後は、授業科目や専門領域の特性を考慮し、集中した学修により教育効果が期待できる分野を中心に、一週二コマ・半期四単位の授業による完全 Semester 制を導入し、海外の大学との連携強化や九月入学の可能性についても各学部で検討を進めております。

この他、各学部・大学院の特性・専門性を活用した総合大学としての有機的連携の推進をはかるため

に、ファカルティリンケージ・プログラムの検証と発展的推進をいたします。

この学部 of 垣根を越えて学修できるファカルティリンケージ・プログラムは、平成一四年度から施行し、本学の new 教育システムの one として定着しつつあります。既に数多くの優秀な人材を輩出し、その効果が実証されています。同時に、全学共通プログラム・学部横断的カリキュラムも、既に教職・資格課程科目や、語学研修を主とした海外短期留学プログラム等を開始しておりますが、今後はインターンシップをはじめとする学生のキャリア支援を目的としたプログラム等についても整備します。

少子高齢化社会において、女性キャリアの進出が大きな社会的課題となっている中、女性の技術者や高度専門職業人の社会的需要は高いものがあります。理工学部では二〇〇六年度に文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム「産学連携教育による女性研究者・技術者育成」として理工系女子学生のための産業キャリア教育プログラムが採択されました。そこで、二〇〇七年度はカリキュラムの実施段階となります。このような取り組みは、文系の女子学生にとっても大きな課題であり、今後は全学的なプログラム設置を含めて検討します。

より高度な専門的技術や知識を求められる社会では、大学院博士前期課程や専門職大学院へ進学することが上級の技術職や専門職に就くための条件となることから、学部学生には低学年の内から大学院進学を意識させるための指導や、学部早期卒業制度を含めた学部・大学院の連携、一貫コースの設置をしております。例えば、法学部の早期卒業制度では、その多くが本学の法科大学院へ進学をしますが、東京大学の法科大学院等にも進学しております。

このように既存大学院と高度専門職業人養成の役割を果たす専門職大学院との間の連携と協調を模索しつつ、長期的視野に立った本学の後継者養成を含め、大学院の充実と活性化を大学院の研究科委員長を中心に検討しております。

以上のような全学共通プログラムや学部・大学院間の垣根を越えた横断的連携を推進するためには、遠隔授業・オンデマンド授業を実施できる施設の整備が急務となります。既に、本学の大学院理工学研究科では文部科学省が実施する「先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム」に慶應義塾大学の連携大学として選定され、後楽園キャンパス三号館三三〇〇号教室に最先端の遠隔授業教室を設置し、二〇〇七年四月から慶應義塾大学・早稲田大学との間で共通授業や共同研究プロジェクトレビューを実施します。学部レベルでは、現在、後楽園キャンパスと多摩キャンパスの授業時間が異なり、リアルタイムの遠隔授業が出来ないため、可能となるようこれを調整すると共に、多摩キャンパス内においては、将来的な新学部・学科の増設も視野に入れ、学部毎に占有している授業教室を全学で共有化し、現在は九時二〇分から開始している一時限目の授業開始時間を早め、一日七時間の時間割を最大限に活用できる体制を検討しております。

このように既存各学部の特色・独自性を検証し、その教育目標を実現するためには既存の枠組み内での改革・再編だけでは社会的な需要にこたえられないと判断された時は、全学として学部横断的な定員再配分や新学部の設置等が必要となります。具体的には、学部の既存学科の特色を生かした形での学部分割、複数の既存学部の学生定員を適正規模に縮小し、これを集約して新たな専門領域からなる新学部の

設置等を、各学部における改革委員会の検討結果を受けて早急に全学的視野で取り組みます。

なお、社会的要請に対応した専門職大学院の充実ということで、本学では既に二〇〇二年度から国際会計研究科（アカウンティングスクール）を設置し、二〇〇四年度から法務研究科（ロースクール）を設置し、その社会的な要請に応えています。さらに、二〇〇八年度設置を目指して準備を進めているビジネス・スクールと合わせて、他大学に引けを取らない施設の充実を早急に実現し、本学にしか成し得ない専門職大学院相互の連携と協調を強化することが必要です。今後は、本学ならではの相乗効果を発揮した高度専門職業人養成を目指し、ビジネス・スクールの開設準備に合わせて既存専門職大学院との協議会を開設し検討を進めます。

以上のような教育の充実のためにも、研究の充実が求められております。そこで研究奨励の意味も含めて本年度の顕著な研究成果として、学内で一〇人に学術研究奨励賞を、二人に学長特別賞を授与しております。その他、全教員の研究活動・学会活動・社会的な活動に关しましては、大学のホームページで教員の業績紹介が掲載されております。このように教員の研究活動等が公表されることは、研究機関としての社会的責任であると同時に、教員にとって研究を促進させる要因となるのではないかと考えております。

このような研究成果は単に教育に活かされるだけではなく、本学が開かれた大学として社会の課題に応えるためにも、本学が所有する知的財産として社会に還元する必要があります。そこで本学では、世界規模での国際交流や社会貢献はもとより、文系学部を中心に多摩における地域に根ざした社会貢献も

活発に実施し、その信頼性が定着しています。そのような拠点に相応しいキャンパスを整備するために、現在、教学の下に「二二世紀館（仮称）」検討ワーキング・グループを設置して検討を進めています。

この建物は歴史館をはじめ国際交流や学部横断的授業や学外との連携も視野に入れたオンデマンド・マルチメディア授業に対応する施設、学部再編等にも対応した学部・大学院横断的な施設も包括した中央大学の象徴となるような施設を構想しています。

二〇〇四年度には文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」で地球環境指標の作成や環境教育の提供を通じて地域の人材育成や住民参加実現を支援する『中大・八王子方式』による地域活性化支援』が採択され高い評価を得ています。また、多摩地域の大学・企業・自治体からなる社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩では本学が中核的な役割を果たしています。また、後樂園キャンパスにおいては、研究開発機構や産学官連携・知的財産本部等が組織され、理工系の分野を中心に企業との委託契約等に基づく研究が推進され社会的な責務を果たし、文京区との連携も強化しています。

しかし、一方では、産学官連携に伴って生じる利益相反問題が指摘され、今後は教員と大学を社会の批判から守り、産学官連携に伴う研究活動を促進することを目的とした規程や利益相反マネジメントの構築が迫られています。この利益相反問題は広義では、産学官連携に係る理工系分野に留まらず、広く文系にも共通の問題点であることから、当面二〇〇七年度については産学官連携分野を中心に検討し、その後は全学的な連携をとりながら取り組むこととします。

最後に、昨年度大変ご心配をおかけしました受験生の減少ということに関しましては、一般入試につい

て、二〇〇六年度入試の志願者数減を真摯に受け止め、同年七月付けで入試・広報審議会に対して「二〇〇八年度以降の入試制度に関する検討について」を諮問し検討を行いました。そこで、二〇〇七年度から地方会場において経済学部・理工学部・文学部の一般入学試験を実施すると共に、首都圏志願者拡大のため全学部において後樂園キャンパスの使用を開始しました。その結果は、学部によって増減がありますが、受験者総数は概ね一昨年並に回復しました。とりわけ、地方会場については増加傾向にあります。

二〇〇八年度に向けては、今年度の入試結果も分析し、全国の優秀な受験者層獲得のため、全学部が地方会場で一般入試を実施することとし、さらに低迷が続いている首都圏志願者拡大のため、全学部において多摩・後樂園キャンパスに加えて大宮・横浜の首都圏主要都市においても入試を実施することを予定しています。

以上、学長として大学の現状と将来展望を報告させていただきましたが、本学の伝統を発展させるために、一層の努力をいたす覚悟であります。

最後になりましたが、法曹会および法曹会会員の皆様のますますのご清栄を祈念しております。

ロースクールの現状と将来



中央大学大学院 法務研究科長 大村 雅彦

一 はじめに

法科大学院（ロースクール）は、司法修習の前期修習の一部を取り込んで理論と実務の架橋を目指す教育を行う法曹養成機関であり、法科大学院に入る者はみな法曹になることを目標としている。そこが従来の法学部と根本的に異なるところである。

早いもので、法科大学院が開設されてから、三年が経過した。この三年間は、文科省の厳しい監督下にあり、設置申請時の我々の計画がそのとおりに履行されているかどうかの「履行状況調査」を毎年受けてきた。これは全国のロースクール、どこも同じである。さいわいにして、大した注文を付けられることもなく、いわゆる完成年度を迎え、文科省からは一応解放された。しかし、これからは、文科省の認めた認証評価機関（大学評価学位授与機構、日弁連法務研究財団、または大学基準協会のいずれか）

による認証評価（第三者評価）を定期的に受けることを義務づけられている。認証評価機関による評価の結果は世間に公表されるとともに、大きな問題点が発見されれば、評価機関から文科省に対して設置認可取消の勧告がなされることもありうる。中央大学法科大学院は、誰から見ても文句の付けようがないトップ・ロースクールを目指して、鋭意努力を続けなければならないと考えている。

二 昨年の成果と反省

さて、昨年は初めての卒業生（短縮二年コースの法学既修者二四〇人）を送り出し、第一回の新司法試験では、一三一名の「全国最多数」の合格者を輩出することができた。この事実が持つ意義は、学員OBにとって格別のものがあると思われる。「長年これ wait していた」「快挙だ」という声が大学に寄せられたことは、言うまでもない。この成果は、中央大学関係者はもとより、OBの方々の直接・間接のご支援の賜物であると、心から感謝している。英吉利法律学校以来の法曹養成への伝統と理解が学内に醸成されていたとはいえ、人的・物的資源に限りのあるなか、大学法人執行部は、阿部三郎・前理事長時代から、法科大学院の開設・充実を中央大学の発展の牽引車と位置付け、戦略的重要性を認めてくださった。法曹養成の分野での巻き返しがなくては、中大の復活はあり得ないからである。

とはいえ、「合格率」で五五％というのは、決して十分な成果とは言えず、教員たちの期待値を下回った。その背景については慎重な考察が必要であるが、私個人は、旧司法試験と同じ発想で取り組んだ学生が多かったのではないか、それが最大の原因ではないかとみている。新司法試験の趣旨については、

我々教員からの注意・指導が徹底していなかったかも知れないと反省している。

学内で統計的に調べたところ、我々の卒業生のうち、在学中の授業成績で上位四分の一の者は新司法試験の合格率が七四%、次の四分の一の者は合格率七〇%、その次の四分の一の者は合格率四三%、最下位の四分の一の者は合格率三一%であった。このデータをどう読むかは慎重でなければならない。もともと力のある者は何をやらせても強いという一般論も妥当するであろうからである。しかし、授業の予習・復習に力を入れて高いGPAを得た者の方が、授業をそこそこにして自分勝手に旧試験型勉強に熱を入れていた者よりも合格しやすかったという傾向も読み取れそうである。なぜかというと、法科大学院の授業は事例中心でその法的分析を重視するので授業の予習・復習に力を入れたことが結果的に新司法試験にも役立ったという合格者が多いのに対し、不合格者の中には規範レベルの論証パターンを美しく書いたが事例に即した分析とあてはめをきちんと書くことをおろそかにした者が多かったらしいからである。

再度挑戦する者や今年の卒業生には、そのところを再認識してもらいたいと考え、注意を促しているところである。

三 今後の課題

中大法科大学院にとっては、今後、トップ・ロースクールとしてのレベルを維持・向上させていくことが重要課題である。そのためには、いろいろと考えなければならないポイントがある。ここでは、次

の四点を特に取り上げたい。

(一) 第一に、レベルを維持するためには優秀な入学者を全国から集めざるを得ない(かつて中大法学部が強かった一つの理由は、全国から優秀な者が集まっていたからである。最近は関東近辺出身者の比率が非常に高いと聞いている)。優秀な学生は法学部の学修においても着実に成果を上げ、法曹になれる蓋然性も高い。現在、中大法科大学院の入学者は、その三分の一が全国のさまざまな大学の出身者である。法曹を目指して全国から中大法科大学院に集まってきている。かつての中大法学部の姿がそこにダブって見えるのである。

ところで、中央大学の学部出身者で中大法科大学院へ入学する者の比率は、現状では入学者のおおむね三割である。これは低いようにみえるが、慶応や早稲田の法科大学院でも自大学出身者は四割程度であり、他大学からの入学者の方が多数を占める傾向は共通している。原則として法科大学院を修了することが新司法試験の受験資格と法定されているため、その入試は客観的かつ公平であることが特に要求され、特別な内部進学制度などは許されない。その結果、法科大学院の入学試験が「新司法試験の前哨戦」と化し、一流の法科大学院ほど入試での競争が激しくなっている。中大の学部生には、その現実を覚悟して勉強に励んでもらいたい。この関係では、多摩の法職講座や学研連研究室の指導的役割に、これまで以上に期待している。法曹を目指すという強い意欲とやる気を鼓舞していただきたいのである。またその際、法学部生だけでなく他学部生にも目を配っていただきたい。彼らにも

中大法科大学院へ進学してもらわなければ、多様性のある法曹の養成という制度理念の実現も難しくなる。法科大学院としても、中大生向けの説明会などを充実させ、インセンティブを高める方策を検討したい。

一方では全国から優秀な者を集めたいが、他方では、なるべく多数の中大学部生が中大法科大学院に進学してくれることも、我々はやはり期待しているのである。

(二) 第二に、中大法科大学院が競争力を伸ばすための方法として、都心での法科大学院施設の刷新が不可欠である。法科大学院構想が持ち上がる頃にいち早く取得した市ヶ谷キャンパスは、築三〇年、四〇年の老朽建物であり、内装に手をかけたとはいえ不便な点が多く、また、なによりも一学年三〇〇人、全体で七〇〇人（法学未修者一〇〇人×三学年、法学既修者二〇〇人×二学年）という人数を収容するには無理がある。ましてや、新司法試験を受験するにはまず法科大学院を卒業しなければならぬところ、卒業後の勉強場所を市ヶ谷キャンパス内に確保してやるスペースなどまったくない。現在は別のビルを大学に借り上げてもらって臨時的に対処しているが、それも近いうちに溢れることになるそうである。本来であれば、十分な規模の図書館や自習室を法科大学院の建物内に作り、受験する卒業生たちも併せてそこに収容してこそ、相互の切磋琢磨や図書館その他の施設の有効利用が可能になるはずである。今後二年間くらいうちに大規模な新棟を都心に建設しなければ、現施設の物理的制約のために、新入生を定員どおりに取ることすらできず、卒業生の勉強場所も足りなくなつて、

新司法試験での中大ロースクールの成績は下降線を辿るおそれがある。施設を新築した他大学に比べ、中大法科大学院の施設は既に見劣りしている。中大法人執行部は、昨年来、専門職大学院の総合棟を都心に新たに設けることを事業方針の一つとして掲げておられるが、一日も早い実現を要望したいところである。

(三) 第三に、法学教育を受けた経験のない純粹未修者の教育をどうするかという深刻な課題がある。

法科大学院は三年コースが標準とされ、将来的にはこちらに比重を置くというのが、司法制度改革審議会以来の方針であると思われる。しかし、少なくとも現状では、法学部で四年間かけて法律を学んだ既修者に比べ、純粹未修者は不利であることは否めない。なかには急速に進歩する人も確かにいて、個人差があるので一概には言えないが、三年生になってもその差がなかなか埋まっていないケースが多いのではないかと思われる。法律以外の多様な領域を経験した者をも法曹にするという制度趣旨は重要であるが、いざその教育を任された現場では、依然として手探り状態が続いている。これは、中大法科大学院だけの問題ではない。今年の新司法試験は未修入学者が初めて受けることになるので、その結果をみただうえで、全国的に大きな議論が巻き起こるのではないかと、私は予想している。

(四) 第四に、法科大学院を修了して新司法試験に合格し修習も終えた者の就職問題が、深刻の度を加えている。彼らの数に比べ、法律事務所からの予想求人数が圧倒的に少ない、という日弁連の調査結

果が出ている。企業法務部や官庁等も採用意欲が低く、今後五年間の「組織内弁護士」の採用見込み人数は、わずか二〇〇人前後であるらしい。不祥事が後を絶たない社会状況を思うとき、企業や官庁・自治体が法令遵守の時代的要請を踏まえ、法曹倫理に拘束される弁護士の採用に前向きな対応をすることが望まれる。

とはいえ、新規弁護士を採用する最大の雇用主は既存の法律事務所であることは確かであるので、後輩弁護士の就職問題については、中大法曹会の組織的かつ全面的なご支援をお願い申し上げたい。新司法試験に通っても就職に結びつかない法科大学院には、早晚、学生が集まらなくなるであろうからである。

以上

